

平成29年12月25日

農業委員会だより

発行●八峰町農業委員会 秋田県山本郡八峰町峰浜目名湯字目長田118番地 TEL.0185-

農業委員会が変わります！

平成30年7月から

新体制でスタートします。

- ▶ 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)の改正により、農業委員会の体制が変わることになりました。八峰町では、平成30年7月から新体制としてスタートする予定です。
- ▶ 新体制への移行に伴い、12月の定例町議会で「八峰町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」が可決されました。
- ▶ 大きな変更点としては、「農地利用最適化推進委員」の設置が挙げられますが、その他にも農業委員の選出方法や定員数、報酬などについても変更点があります。

●八峰町農業委員会における主な変更点

<改正前>

農業委員会		
主な職務	農地の権利移動の許可等の委員会での意思決定及び耕作放棄地パトロール等の現場活動	
選出方法	公選制	
	選任制(議会・団体推薦)	
定数(内訳)	18人(公選 13人/選任 5人)	
報酬	会長	35,000/月
	会長職務代理者	30,000/月
	委員	29,000/月



<改正後>

農業委員会		農地利用最適化推進委員	
農地の権利移動の許可等の委員会での意思決定		耕作放棄地パトロール等の現場活動	
推薦公募による町長の任命(議会の同意が必要)		推薦・公募による農業委員会の委嘱制	
13人		13人	
会長	35,000/月	—	
会長職務代理者	30,000/月	—	
委員	29,000/月	委員	20,000/月
報酬に能率給の加算がある			

裏面には、新体制への移行スケジュール、第8回農事講演会についてのお知らせを載せています。



新体制への移行スケジュール

●新体制への移行は下記のスケジュールを予定しています。

時期	農業委員会	農地利用最適化推進委員
12月	町議会で条例改正案が可決(定数・報酬等)	
H30 1月～2月	農業者・農業団体への制度変更の説明周知	
2月～3月	推薦・公募の実施	農業委員会が定める区域ごとに 推薦・公募の実施
4月	委員候補者評価会議の開催	
6月	町長へ人事案の提出(議決)	農業委員会総会にて選任
7月	町長が任命	農業委員会が委嘱

第8回農事講演会



1/27



午後1時30分～
峰栄館

「農業で幸せになろう」素人たちが始めた「ゼロ」からの挑戦
～なつかしい未来へ 先進的の原点回帰～

講師:ポークランドグループ 代表

豊下 勝彦 氏

- ▶ 農業委員会では、今年も農事講演会を開催します。8回目を迎える今回は、ポークランドグループの代表、豊下勝彦氏を講師にお迎えします。
- ▶ 入場は無料です。ぜひお誘い合わせのうえご聴講ください。

お問い合わせ先

八峰町農業委員会

〒018-2502 八峰町峰浜目名淵字目長田118番地

TEL : 0185-76-4611 / FAX : 0185-76-2203

<http://www.town.happou.akita.jp/docs/2015091501037/>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！